

株式会社菊水ロマン館生産者協議会 規則

目的 和水町の農業振興と町内の活性を第一として、町内外ので安全な農林水産物を他市町村の人々に販売することにより、人・物・金・情報・を集め、後継者育成と耕作放棄・過疎化を阻止することを目的とする。

生産者協議会 ・この目的を達成する為『菊水ロマン館生産者協議会』を設置する。
・菊水ロマン館出荷者は、菊水ロマン館生産者協議会に全員入会するものとする。

休館日 ・原則として無休(但し年末年始を除く)またイベント・機械修理等・研修などで休むときは早めに告知する。

入会金 及び年会費

・会費は、4月1日から翌年3月31日までとし随時入会出切るものとし
入会金3000円、年会費3000円とする。但し、途中入会の場合年会費は、
月割りとし(月250円)翌年3月まで計算する。

営業時間 ・原則として午前9時から午後8時までとする。

販売方式 ・委託販売方式とし、残品は原則とし、当日閉店または翌朝に、委託販売者が引き取る事。
販売所内、敷地内でレジを通さない直接販売、また無料で提供することは禁止。但しイベント等の場合は、ロマン館の許可を受けること。

手数料率 (基本的に下記のとおりとする。)

1、和水町民が生産し、委託販売する農林水産物	16%以上
2、和水町民が加工製造し、委託販売する特産物	16%以上
3、JAたまなの委託販売物	16%以上
4、和水町民の業者が仕入れて出品する特産品	21%以上
5、和水町民以外の者が生産し、委託販売する農林水産物	21%以上
6、和水町民の業者が仕入れて、委託販売する特産品	26%以上
7、その他一般業者が仕入れて出品する特産品	30%～35%

※冷蔵・保温等を必要とする出品物は上記手数料に5%上乗せする。

※販売促進イベント手数料及び営利を目的とした施設利用手数料については、
ロマン館に一任

出荷品の制限 ・出荷者が、自分の所有地または使用地等で生産した農林水産物を原則とする。
・出荷者が、自分で製造した加工品、工芸品等を原則とする。
・和水町にない物については、近隣市町村で生産、集荷された農林水産物、加工品工芸品等を原則とする。
・加工食品等、製造許可を必要とする加工品については許可物以外は出品を認めない。
(食品営業賠償共済に加入者に限る)

バーコード ・価格の手書き、バーコードの修正、張り替えは、認めない。
・出荷月日は、必ず記入すること。
・賞味・消費期限が必要なものは必ず記入すること。

事故の責任 ・販売商品で事故が生じた時は原則として出荷者の責任とする。